

令和6年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年8月26日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

1 議案

- (1) 議案第26号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 区立小学校教諭の懲戒処分について
② その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時51分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	枝 村 聡
同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	佐 藤 勝 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀

同 光が丘図書館長
こども家庭部長
こども家庭部子育て支援課長
同 こども施策企画課長
同 保育課長
同 保育計画調整課長
同 青少年課長
同 子ども家庭支援センター所長
同 在宅育児支援担当課長

小 原 敦 子
関 口 和 幸
脇 太 郎
河 野 一 真
岡 村 大 輔
山 口 裕 介
小 島 芳 一
橋 本 健 太
長 岡 毅

教育長

ただいまから、令和6年第16回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が1名、お見えになっている。
それでは、案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案1件、協議2件、報告1件である。

- (1) 議案第26号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに、議案である。
議案第26号、「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、資料1が提出されているので、保健給食課長から説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、本件について、各委員のご意見、ご質問などがあれば、お願いします。

仲山委員

この条例がどういうものか少し教えていただきたい。公務でこういう介護を受ける状態になった方が退職したときはどうなるのか。

保健給食課長

退職をされると、学校医や学校歯科医ではなくなり、それに対しての報酬はなくなる。だが、例えば、学校へ来るまで、帰るまでといったものも含めて、公務上障害を負い、常時介護を要する、または、随時介護を要する状態になった場合には、親族あるいは費用を支出して専門の介護職の方に介護を受ける状態が続く限りは、毎月ここに記載した額を拠出する。

教育長

よろしいか。
それでは、ここでまとめたいと思う。
議案第26号については、決定ということでよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第26号については、決定とする。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

教育長

次に、協議案件である。

(2)「令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」、こちらは、本日、事務局から新たに提出された協議案件となる。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、各委員のご意見、ご質問などがあれば、お願いします。

仲山委員

先ほど説明のあった別紙2の2の「1教育の質の向上」①について、度々教育委員会でも問題になったところだが、今の説明を伺って、この方式でしかないかと思った。

9項目あり、その中で進んでいるところもあれば、遅れているところもあり、評価する際には、結局平均値を出さなくてはいけないということだが、それぞれに関して、特に意見があった場合は特記事項に書く方式で対応できるため、今までの方針でいいのではないかと思う。

教育総務課長

各取組項目の中で、特筆すべき点や委員の皆様がご感じになる課題等々があったら、ぜひ特記事項の中でも触れていただければありがたい。よろしくお願いします。

岡田委員

私も別紙2の2の「1教育の質の向上」についてだが、結論としては、先ほどの説明どおりで結構かと思うが、私が今までこれについて考えたことを申し上げさせていただきたい。①の中に1)から9)まで主な取組項目があり、これを①として評価したときに、どうしても平均値の評価になる。つまり、どこかが頑張っている、結局それが取り上げられず、評価として2になりがちで、評価をさせていただいている私としては、これでいいのかという疑問が常にあった。

私もこういう意見を申し上げた関係で、「①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」を右側の9項目のどれに当てはまるか分類してやってみたところ、例えば、学

力は1)、2)、3)、5)、8)、体力が6)、7)、豊かな心が4)、9)になると思う。この3項目については、例えば、学力は学力状況調査があるし、体力は体力の結果が出ているし、豊かな心は道徳の授業、公開授業、地区公開講座の実施状況などがあり、それぞれ基準になる指標が出ていて、それを私たちが拝見しながら評価するのは可能かと思う。学力・体力・豊かな心のどこに学校の先生方が頑張っていて、教育委員会として重点を置いているかという、それも結果として分かってくるかと思った。これは課題としてまた検討していただき、取りあえず先ほど仲山委員がおっしゃったように、私たちのほうでは特記事項に書くことができるので、今回はこれを意見として書くことを活用して評価に臨めばいいか、と。そこが私の結論になったわけである。

仲山委員

今の岡田議員の分類をお伺いすると、できそうだと思うのだけど、その辺りはどうか。

教育総務課長

今、岡田委員がおっしゃっていたような分類や、他にも事務局であったり、私個人の分類等、いろいろパターンがある。

繰り返しであるが、学力・体力というものは、一つ切り口として、学力調査の関係など、見えてくるかと思っているが、ご案内のとおり、学力調査も、子供たちの点数が上がったか下がったかではなく、学校で実施している授業の様子、授業の内容というものがきちんと子供たちに伝わっているかどうかを評価する内容かと思っている。

例えば、小中一貫教育、幼保小連携という部分は、学力の素地となるものではあるが、心の面であったり、体力の面であったり、社会性であったり、切れ目のない教育というキーワードには一番近いと思う。

引き続き事務局として検討させていただくが、今日のところは、大変恐縮ではあるが、この形で評価をお願いしたい。

仲山委員

少し観点が違うのだけど、私も何回か既にやらせていただいていたいて、今回改めて別紙1の「2実施方法」の(3)を読んだときに、これはどなたがするのかという疑問が湧いた。「教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに」、まずこの文章であるが、「基本施策ごとに」と書いてある。先ほどの別紙2の2でいうと、「1教育の質の向上」の重点施策①、②、③を「ごと」と言うのか、あるいは、主な取組項目の1)、2)、3)を言うのか。今までのやり方からすれば、重点施策のほうかと思うが、「ごとに点検・評価を行うとともに」、これは誰がやるか。事務局か、それとも教育委員会なのか。

というのは、次の文章で「事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う」とあり、多分、こちらが教育委員会だと思う。そうすると、前文のほうの点検・評価、これはどなたが行うのか。非常に細かいことで恐縮なのだけど、教えていただきたい。

教育総務課長

先ほどご紹介したが、平成20年にこういった実施方針を定めさせていただいた。その後、具体的に評価のやり方という観点に関しては、どこまで細かくやるかとか、ある程度まとめてやるかとか、その時々で教育の課題も変わってくるため、内容の細かい部分は少しずつ変わってきているという前提がある。

ただ、この方針の中で基本施策と表記させていただいているものは、現状、イコール重点施策ということで、事務局は受け止めている。

点検・評価を行う主体に関しては、恐縮だが、教育委員の皆様が評価を行っていただくということでご理解をいただきたい。

「事務局における評価を資料として」という部分に関しては、例えば、別紙2の3のところに、事業成果や今後の取組というところの記載をさせていただく。この事業成果については、いいほうの成果も当然書くし、予定していたけれどもなかなか効果が表れなかったといったことを捉えて課題も記載させていただく。

であるから、この資料を作成するに当たっては、単純に数字を羅列するのではなく、事務局の所管としての考えもここに記載される。それが、大きな意味で言えば、評価ということなのかと。現状、そのように認識をしているところである。

仲山委員

分かった。

教育長

事務局の資料なども参考にして、評価をお願いするということである。ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

各委員から様々なご意見などを頂戴した。本日の審議はここまでとして、次回以降も審議を継続させていただいていただきたいと思いますと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

ほかの継続審議中の協議1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

① 区立小学校教諭の懲戒処分について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は1件、ご報告する。

それでは、報告の①について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、委員の皆様から何かご意見、ご質問などがあればお願いする。

森山委員。

森山委員

児童への対応で、先ほどから心のケアと何度か出ているが、具体的にはどういったことなのか。

教育指導課長

まず、子供たちには、校長からお話をする中で、相談体制をきちんと整えるということをした。相談相手は身近なところにたくさんいることを子供たちに伝えてある。学級担任や学年の先生、また、養護教諭や管理職、または専科の先生もそうだが、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員など、身の回りにいる大人の誰に対しても相談ができることをまずお伝えしてある。

それから、特に旧担任であった、現在5年生のお子さんに対しては、心と体の状況を確認するようなアンケートを実施した。その中でストレス反応を出しているお子さんに対しては、別途、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行った。

それから、全教職員の中で、こういった状況の中で子供たちが非常にストレスを抱えやすい、または傷つきやすい状況になっていることを共通理解した上で、定期的に7月とか12月に学校生活アンケートを実施している。そういったアンケートの内容や、日頃の子供たちの様子などを丁寧に見守っていくといったところを全教職員で取り組んでいる。

森山委員

もう1つ。先生に対しては、ストレスチェックとか、そういったことは行われているのか。

教育指導課長

教員に対するストレスチェックについては、教育総務課で、全教員を対象に毎年、年に1回実施している。教員のストレスはこういう状況にあるという結果については、所属校長にお伝えをしている。

教育総務課長

補足だが、教員の方々の長時間労働というものが実態としてはある。心労面等のストレスがたまっている、疲労がたまっている先生が個別に見受けられたときには、私どもから当事者および学校長に対して、産業医の先生であったり保健師の方とご相談できるがいかがか、といった個別のアプローチをする。

専門家がそういったお話を伺う中で、先生方にストレスの向き合い方だったり、バランスを取っていただく。一般的なお話にはなるが、そういった体制を進めている。

小林委員

今回、11月8日から先生が来なくなった。今、報道やタブレット等、いろいろな手段で保護者も生徒も事情を知る機会があると思う。処分が決定するまでに、保護者の方または児童から、学校や区に問い合わせが来たりはしなかったのか。また、処分が決定される前だと、学校側や区側で、カウンセリングや説明会といった対応はできないものなのか。

教育指導課長

11月6日にこういった事件が発生し、そのことについては、保護者や児童の皆さんにはお伝えしていない。そのため、学校や区に改めて何かお問合せがあったということはない。

保護者会などでも、なぜそのときすぐに情報を知らせてくれなかったのかといったお声が多く上がったのは事実である。

私どもが説明している理由としては、今回の件は、事故を起こした加害教員と被害者との間で示談が成立しているものであり、被害届が出されているものではない。逮捕はされず、不起訴になっているものである。

そのため、私どもは事実として東京都教育委員会にきちんと上げて、その事実を最終的に確認し、処分が決定するまでは、児童や保護者の皆様には報告を控えさせていただいたといった事情があった。

仲山委員

今回の事案は、不起訴処分である。そうすると、性犯罪歴にはならないというわけ

か。この教員がまたどこかで教育分野に就職するときに、こういう履歴があったということは分からないままなのか。

教育指導課長

被害届が出されていないので、起訴や不起訴という事態にはならない。

ただ、この教員は懲戒免職の処分を受けた。こういった性加害による懲戒処分を受けると自動的に教員免許は失効になる。また、そういった状況については、官報と言われる、全ての自治体が知ることのできる情報、ネットワークの中で、今後40年にわたり載り続けるため、他の自治体で教員免許を取ったり採用されたりは非常に考えにくい。まずあり得ないだろうと考えている。

一方、日本版DBSが先日可決されたところであるが、DBSの対象になるのが刑事罰に処せられている者のため、ここは対象にならないと思うが、少なくともこの教員がどこかの学校で改めて教鞭を執ることは実質不可能であると考えている。

岡田委員

この教員がやったことは許されないということを前提に、少しお尋ねしたい。示談で不起訴だが、これはなぜ懲戒免職処分になったのか。懲戒免職処分の印象は非常に重い印象がするので、伺える範囲で結構なのだが、教えていただきたい。

先ほどお話の中で、5名の女性の撮影ということがあった。5名の女性のうち1名が今回の方で、4名は既に盗撮された方で、そこも東京都教育委員会は重く判断したと思ったが、今回の内容だけだと非常に重いという印象がある。まずそこら辺を教えていただければと思う。

教育指導課長

東京都が出している処分説明書というのがあって、その中に処分の理由が示されている。この中では、新宿駅構内で4名の女性に対して、スカートの中の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にした、上記の者が所有したスマートフォンをそれぞれの女性のスカート内に差し向けたこと、それから、さらに同4名の女性とは別の女性に対して、同目的でスマートフォンをスカート内に差し向けたこと、これらのことは全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、地方公務員法第33条に違反するといったことが理由になっている。

この中では、処分の量定そのものについては特に触れていないが、以上のことをもって懲戒免職という処分に至っている。

昨今の教職員の性暴力に対して、非常に大きな社会問題となっているので、絶対に再発させてはいけないといった強い考え方もあるのかと私どもは考えている。

岡田委員

ということは、今回、示談で不起訴であっても、同じような行為をした場合には懲戒免職もあり得るということを学校の先生方は認識した上で勤務することになるのか

と思う。もう少し踏み込んでお話を伺いたいのだが、その4名の方の動画は、既に録画されて、押収されている状況なのか。

教育指導課長

警察に事情聴取をされる中で、スマートフォンの画像を確認した。5名全ての方の撮影は、目的を達しておらず、画像はなかったというような状況ではあった。ただ、きちんと映っていなかったにせよ、撮影されたものについては、本人確認の下、警察の方と一緒に消去したところまで確認している。

岡田委員

状況は分かった。

私が何でもここまでお伺いしたいかというと、再発防止の観点だが、先生方には今回の事例などもしっかりご説明いただき、ぜひこういう若い先生たちが職を失うことがないようにしていただきたい。あまりにも影響が大き過ぎるので、ぜひ再発防止に力を注いでいただければと思った。

森山委員

少し戻ってしまうが、こういうことがあると、現場のスマートフォンの記録のみが対象になるのか。この人が校内ではしていないかということは調べられるのか。

教育指導課長

今、森山委員からご指摘いただいた懸念については、保護者会の中でも大変話題になった。子供たちが被害に遭っていないのか、ほかに余罪はないのかといったところが、やはりすごく大きな関心を集めたところである。

その時に、幾つかご説明をさせていただいたが、まずは警察で、本人が所持しているスマートフォンを確認したこと、ほかに余罪というか、これまでに逮捕歴はもちろんないということは確認している。

それから、保護者会の中では、例えば、本人が持っているパソコンとか、ほかの私物のタブレットとか、そういったものも全部まとめて調べることはできないのか、第三者にそういう捜査はしてもらえないかという声も上がったが、そういった権限については誰も持ち合わせていないため、できない。ただ、警察や、私どもも学校も、加害者である教員に対しては、ほかにやっていないかということや、特に今回は成人女性に対する行為であったが、子供に対しての興味関心についてはないということ、これは私ども繰り返し確認をさせていただいた。

それ以上のところは調べる手だてではないが、そういったご説明をさせていただいている。

仲山委員

昨年、中学校の校長の事件があって、その前にも幾つか残念な事件があり、その都度、防止策を練ってきた。令和6年4月、7月、12月に研修を行うということだが、

そういう防止策を練ってきた結果というのが、この令和6年度の研修ではどういうところに生かされているのか。

教育指導課長

これまでに令和4年、令和5年と、大変大きな事故を発生させてしまい、社会的にも非常に大きく知れ渡るところとなり、区としても、今、性暴力等防止特別対策委員会を開いて、有識者の皆様からの提言をまさにまとめつつある。

様々お話しいただいている現状の中では、教員への研修もそうだし、子供への指導についてもそうだし、または学校における環境づくり、今まで私ども、こうやってほしい、これをやろうということで何回も繰り返し言ってきたが、それが本当にどういう意味を持って行われなければいけないのかということ、要は、ただ形式的にやるのではなく、その意味をきちんと踏まえてやれるように、校長研修、校長会とか、研修をするフォーマットとか、そういったマニュアルなどにきちんと示しているところである。

また、特に相談窓口の充実というところでは、昨年の12月に区独自の制度、相談窓口を設置したけれども、そういった電話によるもの、メールによるもの、訪問によるものに加えて、定期的に年3回程度やっている学校生活アンケートや、それから、東京都に送付できる相談シートの配布などといったものも一つ一つ丁寧に見取るようにということは、学校のほうで徹底してやっている。

学校の取組としてはかなり意識高く進められている状況にあると思うし、気を緩めることなく今後も継続して、また、今後の提言を受けて、具体的な対策をより計画的に進めていきたいと考えているところである。

教育長

この件に関しては、区として、令和3年以降、教員による事件、大きなものを起こしてきたという経緯の中でさらに起こってしまった事件だということで、非常に重く受け止めている。

我々の教員に対する研修を含めたアプローチの仕方が正しかったのかということも、第三者の意見を聞きながら、今回、提言という形でいただくということで、今後に生かしていきたいと思っている。

繰り返し教員に対してアプローチをしてきたが、常にどういった方法が最適なのか、それから、繰り返し行う、そういったところを常に考えながら、再発防止に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っている。このたびは誠に申し訳なかった。

それでは、この件については終了させていただく。

② その他

教育長

委員の皆様から、その他、何かあるか。

仲山委員

今、マイコプラズマ肺炎が流行っているという報道があるが、どのような対策を考えていらっしゃるのか。

保健給食課長

ご指摘のとおり、マイコプラズマ肺炎がかつてない勢いで流行しているということは承知している。報道機関等々の問合せもたまにあるが、マイコプラズマ肺炎に特化した対策は取っていない。基本的には、全ての感染症に共通する、うがい、手洗いといった従来どおりの対策をしている。また、マイコプラズマ肺炎については、学校で集団発生をしているとか、クラスの運営に学級閉鎖等の影響を及ぼしているというような報告は受けていない。

保育課長

保育園についても、同様に、感染症対策ということで、手洗い、うがい、こういったものの徹底を行っている。また、感染症については、国、東京都からガイドラインが示されているので、そのガイドラインに基づいて対応している。

現場からマイコプラズマ肺炎になったという報告は、今のところ入っていない。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。

事務局から、その他の報告などがあれば、願います。

事務局

現在のところ、ほかにない。

教育長

では、以上で第16回教育委員会定例会を終了する。